

批評・紹介

楊 寬 著

戰 國 史 (新版)

初 山 明

戰國とは變革の時代である。かつて顧炎武が「周末風俗」と題する小文(『日知錄』卷二三)においていみじくも指摘した通り、この時代に中國社會はその容貌を一變させる。

古先聖王の治世に政治の理想を見る漢人の筆は、陵夷して戰國に至れば、詐力を貴びて仁誼を賤しみ、富有を先にして禮讓を後にす。(『漢書』食貨志上)

という批評を戰國期に與えた。だが、それとて、自らの時代の弊は戰國期に淵源をもつという認識によって、その變革期としての性格を認めていることにかわりはない。

歴史を發展の相においてとらえる現代中國の史家は、この時代を次のように評價した。

春秋戰國の間は、中國史上の巨大な變遷の時期である。經濟・政治・文化を問わず、各方面すべてに巨大な變遷があった。戰國時代はまた、中國史上の重要な發展の時期である。經濟・政治・文化を問わず、各方面すべてに重大な發展があった。よって、我々

が祖國の歴史を研究するには、この時期の歴史に對して研究を深める必要があるのだ。(『戰國史』舊版序)

戰國史研究の今日的意義は、この一言に盡きる。

ここに紹介を試みる楊寬著『戰國史』(新版)は、この變革の時代を描いて通史の範と評された舊版(一九五五年 上海人民出版社刊)を、二五年の歲月を費して増補・改訂して成ったものである。まず章別構成を示そう。

前 言

第一章 緒論

第二章 春秋戰國間農業生產的發展

第三章 春秋戰國間手工業和商品經濟的發展

第四章 春秋戰國間社會制度的變革

第五章 戰國前期各諸侯國的變法運動

第六章 封建國家的機構及其重要制度

第七章 七強並立的形勢和戰爭規模的擴大

第八章 合縱・連橫運動和封建兼併戰爭

第九章 秦的統一

第十章 戰國時代的「百家爭鳴」

第十一章 戰國時代科學和科學思想的發展

第十二章 戰國時代文化的發展

附錄一 戰國郡表

附錄二 戰國封君表

附錄三 戰國大事年表

戰國大事年表中有關年代的考訂

後記

第一章で本書の課題と方法について述べ、以下、第二・三・四章で春秋から戦國への社會經濟史的な變化を通論、第五・六章では、この變化を承けて戦國期に生まれる國家機構・政治制度の改革を扱う。續く第七・八・九章で秦の統一に至る戦國の政治過程を戰法の變化や政治思想にも配慮しつつ概述したのち、最後の第十・十一・十二章を思想・科學・文學など廣義の文化史に充てる、という構成をとっている。全體として舊版の體裁を受け續いでいるが、「前言」によれば、科學技術方面に大幅な増補を加え（第十一章は新たに設けられたものである）、歴史地理の部分で修訂し、また出土文物の援用に努めた、という。さらに新版では春秋から戦國への變化を奴隸制から封建制への移行とみる見解に従ったため、戦國封建制説が前面に押し出されたこと（後述）などが特徴である。なお「後記」では、舊著出版以後に童書業・黃盛璋・鮑格洛（T. Polan）ら諸氏から寄せられた意見が紹介されており、改訂に至る歩みを知ることができる。

もとより本書は通史であり、その内容すべてを紹介することは徒らに紙幅を費すだけであろう。それゆえ、やや獨斷的ではあるが、本稿では評者の關心に従って三つの問題をとりあげて検討を加え、紹介の責を果たしたいと思う。

二

著者によれば、戦國史研究には次の四つの困難があるという。第一に春秋・戦國の際の史料の缺乏、第二に史料の年代の亂れ、第三

に史料の記す歴史的事件が信憑性を缺くこと、そして第四に史料が系統立った緻密な整理を經ていないことである（第一章）。こうした困難を克服するため、いきおい著者は「史料の整理・鑑別工作」すなわち史料批判・考證に立ち入らざるを得ない。本書の隨所に織り込まれた、時として細字で二ページにもわたる脚注は、ほとんどがそのために割かれたものである。

それは例えば、李悝と李克とは同一人物にあらずとして崔適『史記探源』の説をしりぞけ（二七一ページ）たり、范雎の名を「雎」に作るは誤なりとする（三五八ページ）など人物に関するもの、衛鞅の封邑・於商を「於・商、二縣名」とする史記索隱の錯誤を指摘する（一九三ページ）など地名に関するもの、『左傳』を戦國初期の魏國の學者の作ならんと推定し（五二五ページ）たり、『周禮』を戦國儒家の作なりと斷定する（五三三ページ）など書物に関するもの、さらに論議の多い「閭左」を「豪右」との對稱において郷里の身分卑賤なる者を指すとする（三九九ページ）など制度に関するもの等々、枚舉に暇ない。

中でも特筆すべきは、卷末の「戦國大事年表」であろう。『史記』の六國年表に少なからぬ錯誤のあることは、早くから氣づかれ、補訂の努力が重ねられてきた。その際の依るべき基準は、言うまでもなく『竹書紀年』を措いてほかにない。清初以來、連綿として續けられてきた『紀年』佚文の考校作業は、すべて戦國紀年の確立へと行き着くものとして評價できよう。楊寬氏に先立って世に出た陳夢家『六國紀年表』および『六國紀年表考證』（『燕京學報』第三四・三六・三七期 一九四八—一九四九年）は、こうした蓄積を踏まえて成った先驅的な業績である。本書の「戦國大事年表」も、むろん『紀

B. C.	史 記	陳夢家	楊 寬
371	武侯16		武侯26
370	惠王 1	武侯26	惠王 1
369		惠王 1	
335	惠王36		惠王35
334	襄王 1	惠王36	惠王後元 1
333		惠王後元 1	
319	襄王16		後元16
318	哀王 1	後元16	襄王 1
317		襄王 1	
296	哀王23		襄王23
295	昭王 1		昭王 1

年」を大きな依りどころとする。しかし、その手順はより周到である。一例として魏國の紀年をとりあげよう（附表参照）。武侯の治世を二六年とみることに、『史記』六國年表にいう惠王の年世を一年くり下げることに、また哀王の在位を認めないこと、などの點で兩者の結論は一致する。だが、表に明らかな通り、惠王改元の數え方において兩説は異なり、その結果、戰國末の紀年に一年のズレを生じている。楊説は、惠王三六年すなわち改元元年であり、改元前は三五年しかなかったとみる。これは古く荀勗・和嶠らによつて唱えられた説であるが（『史記』魏世家の集解に引く）、楊氏の場合、六國年表の一年の誤排がこれで説明できることを主な立脚點としている。一方、陳説は改元を翌年のこととし、よつて改元前を三六年とみる。古くは杜預の『紀年』理解がこれであり（『春秋經傳集解』

後序）、近くは朱右曾・王國維ら従う者が少なくない。では一體、いずれを是とすべきであらうか。この問題に關して評者は、楊氏の主張に左袒したい。

『史記』魏世家に、魏の哀王八年「衛を伐つ」（六國年表は「衛を圍む」に作る）と記し、索隱に引く『紀年』に「八年、翟章衛を伐つ」と云う。魏世家に、魏の哀王十六年「秦 我が蒲反・陽晉・封陵を拔く」と記し（六國年表同じ）、索隱に引く『紀年』は「晉陽・封谷」に作る。もつて『史記』と『紀年』の魏襄王の紀元が一致することを證明するに足る。（五九八ページ）

要するに、襄王——正しくは惠王改元以後——の紀年に關して、王名を誤ったことを除けば『史記』は正しい數字を示しているのである。あえて評者の蛇足を加えるなら、魏國の紀年にかくも大きな錯誤を犯しておきながら、その不合理に司馬遷が氣づかなかつた理由の一つは、おそらくこのあたりにあるのではなからうか。この點、陳説は明らかに弱みをもっていると言えよう。なお、楊氏はこの他にも、史料の丹念な検討に基づいて、自己の見解の補強に努めている。

いずれにせよ、こうした史料批判・考證に見る著者の方法は確かであり、それが本書の敘述に強みを與えていることに疑いはない。氏の研究方法は一般に「釋古」「考古」の語をもつて呼ばれているが、それは右にみる如く「疑古」の方法を咀嚼し止揚した上に成り立っていることを附言しておきたいと思う。かつて

史學の研究は、第一に史料の批判を重んじる。我々は史料を集めるほかに、史料の分析・綜合を行ない、その偽を辨じ、その眞を求めねばならず、そうしてのち歴史學の仕事は終るのである。

〔中國上古史導論〕綜論

と道破した著者の姿勢は、本書に至るまで貫かれていると言つてよいであらう。

さて、それでは、本書は全體として、どのような枠組みの中で戰國史を捉えているのだろうか。それは一言で言へば、戰國以後封建制説である。春秋戰國間の變化を封建的領主制から地主制への移行とみた舊版の見解は、本書では一轉して奴隸制から封建制へとみる考えに變つてゐる。「前言」によれば、この間の事情は次の通りである。

（舊著出版の後）私は自らの研究工作の重點を、西周春秋時代の社會の歴史の方面に置き、同時にまた秦漢時代の社會の歴史に對しても初歩的な探究を進めた。……こうした探究を通して、私は古史の分期に對して見方を變え、西周春秋時代は奴隸制社會であり、春秋戰國の際の變遷は奴隸制から封建制へのものであると確定した。それと共に、私は西周春秋時代の奴隸制社會の特徴に對しても新しい見方をもつようになり、戰國時代の封建社會の特徴に對しても更に進んだ認識をもつようになったのである。（二—三ページ）

ここに言う「西周春秋時代に對する新しい見方」は、一九五七年から六四年にかけて次々と發表され、のち補訂を経て『古史新探』（一九六五年 中華書局刊）と題し出版された。同書は言わば、舊版と新版とを繋ぐ橋と考えることができよう。以下、同書をも適宜参照しながら、新版『戰國史』の根幹をなす戰國以後封建制説を検討してゆきたい。

著者は、春秋戰國間の土地所有の變化を、奴隸制的井田制が崩壊し、地主の私田所有を基盤とする封建的土地所有制が出現する過程として描く。西周春秋間の王畿・封國には、「國」（都城および近郊の「郷」）に居住する「國人」と「野」（鄙・遂、とも呼ばれる農村地區）に居住する「野人」との對峙する制度があった。著者が「郷遂制度」と名附けたこの制度は、奴隸主貴族と奴隸との階級對立の產物である。そして、その階級的收奪は、井田中の公田における野人の集團勞働を通じて實現された。この收奪の方法が「籍法」「助法」である。従つて、公田・私田の區分を特徴とする井田制ではあるが、私人に定期分配される私田よりも、勞働力搾取の場としての公田の存在こそが、より重要な意味をもつていたと言えよう。

井田制の崩壊は、かかる公田の没落する過程としてとらえられている。史書に見える公田の荒蕪するさまは、まさに「公田不治」すなわち公田上の農業生産力の衰微を意味する。そして同時に、井田以外の田土、すなわち新たに開墾された私田が次第に増加して來るのである。前六四五年に晉國で實施された「作爰田」「作州兵」は、こうした井田制没落の傾向への對應策であつた。著者によれば、前者は國人の開墾した私田を合法化し、開墾により變動した田地の疆界を承認すること、後者は民衆が「州」（國・野の中閑地帯）で荒田を拓くことの合法性を認め、かつて國人のみに課せられていた軍賦の負擔を彼等にも要求することを意味するといふ。それは、井田制の崩壊という現状と妥協しつつ國力の増強を圖る措置として評價できよう。いずれにせよ、開墾私田は増加の一途をたどり、生産力の發展に伴う小農經濟の成長（第二章で概述される）と相俟つて、封建的生産關係・土地所有を生み出してゆくのである。魯國の「初

「作丘甲」や鄭の子産の改革、遅れては秦國の「初租禾」など諸國の賦稅改革はすべて、井田・私田ふたつの土地所有制の妥協を圖り、進んでは私田所有を公認し、私田所有者を基礎とした賦稅制度の確立により富國強兵を目指す政策であつた。かくして地主階級は、その合法的地位を獲得してゆく。(以上、第四章第一節、および『古史新探』所收の「試論西周春秋間的鄉遂制度和社會結構」)

春秋末期に起こる廣範な奴隸と平民の反抗闘争は、奴隸制の解體を速め、歴史を前進させた。こうした奴隸制崩壊の中で、奴隸主階級の一部は分化して新興地主階級の代表となつた。そして彼等による政權の奪取が、春秋から戰國への政治史を彩るのである。魯國の三桓は「三分公室」「四分公室」により政權を奪い、晉國では六卿による分割と封建的經濟改革が進められ、「三家分晉」の條件が揃う。田氏は齊を篡奪し、遅れては戴氏が宋を取り、燕に名高い「禪讓」事件が起こる。また、吳・越・鄭・秦などの諸國では一連の政治改革が斷行されるが、これらもまた新興地主階級の支持を受けたものであつた。封建制への移行は、ここに完了する。(以上、第四章第二・三節)

こうして成立した封建社會＝戰國時代に、次のような階級構造を著者は想定している。まず第一は地主階級であり、次の四つの階層に區分できる。戰國最大の地主たる大諸侯國の國君、大量の私田を占有する封建貴族、軍功により政治・經濟上の特權を得た功勳地主や官僚地主、そして荒地の開墾・土地の兼併による一般地主がそれである。第二は封建國家の依附農民と呼ばれる。彼等は國家より農地の分配を受け(受田)、地租と賦役を負擔するが、その負擔の重さから、農奴の變種と見做される。第三に庶子・佃農・雇農などを

擧げる。これは自己の土地を失い地主に依附して生計をたてる存在であり、その人身的依附の強さから農奴と規定できる。なお、そのうちで城市に流入した者は雇工あるいは商店の手代となり、市傭・庸保・庸夫・庸客などと呼ばれた。第四が奴隸であり、罪犯により身柄を沒收された官府の奴隸と地主や商人の占有奴隸(私家の奴隸)とに分けられる。著者は、封建制初期に奴隸が存在することは何ら不思議ではない、それは地主階級が自らの利益のために奴隸制の殘餘をもつて封建的搾取を補完したためなのだ、と説いている。

(以上、第四章第四節)

こまめで社會構造論とすれば、續く第五・六章では相應する國家機構・政治制度の形成が概述される。戰國諸國の變法運動は、當然のことながら、封建統治者による農民統治の強化として位置づけられる。そして、二次にわたる衛鞅(商鞅)の變法は、地主經濟の發展を促し、中央集權的地主政權を樹立し、軍隊の戰鬪力を強化することによって、秦國を速やかに強力な封建國家たらしめ、その全國統一の基礎を固めたものとして評價されるのである。

以上、著者の見解をやや詳しく紹介したが、それは本書に展開される學說が、現代中國において最も代表的かつ高水準なものと考えられるからである。奴隸制・封建制といった論議は、可能な限り當時の社會構造全體の中で把握すべく努力されており、かつて彼國の學者に見られた如く、單に直接生産者の非自由度のみを基準に社會の性格を規定しようとする、といった安易な姿勢は克服されたかに見える。しかしながら、かかる長所を認めたいうえで、なおかつ若干の疑問を捨てきれないというのが、評者の卒直な感想である。以下にその一つを記し、御教示を乞いたいと思う。

それは、春秋戰國の轉換期に封建制の形成をみる際の、著者の論理構成に對する疑問である。まず本書で言う封建制とは、むろん時代區分概念としての經濟的社會構成を示す世界的範疇であることに疑いはない。これは大前提である。では、かかる封建制を戰國期に檢出する際、著者はどのような方法をとっているものであろうか。評者の理解したところによれば、それは次の二つの示標による。

①土地の開墾や賣買による地主層の形成。

②農業生産技術の進歩による小生産・個體經營の小農の出現。

そして既述の如く、個々の事例については極めて丹念に史料を引用し、實證に努めているのである。しかしながら、著者の論證はそこまでである。なるほど戰國期に「田、阡陌を連ねる」富者が出現するのは事實であらう。また、當時の農業技術が小農經營に基礎を置いていたことも首肯できよう。だが、この二つの事實が個別に檢證されたとしても、それは經濟構造としての封建制を論證したことに決してならないのである。

もとより、中國史上における封建制の問題に關して、ここで充分に論じる準備はない。だが、ある社會を封建制と規定するのであれば、單に①の如き「地主」の檢證によるのではなく、かかる「地主」が少なくとも、自己の内に完結した經濟外強制のシステムをもつことによつて國家權力を分割する、文字通りの封建地主である點こそが證明されるべきだと評者は考えるが、いかがであらうか。②についても同様である。第二章で著者は、鐵製農具の使用をはじめとする農業生産技術の進歩が生産量の増加をもたらし、「一家一戸を單位とする小生産・個體經營の小農」が社會の基礎となる可能性が生まれたと説く（第四節）。この小農こそが、戰國期の主要な直接生

産者、つまり「封建國家の依附農民」であるというのが著者の考えに他ならない。ここに明らかな如く、その根底にあるものは、個體經營は封建制段階になって初めて出現する——従つて奴隸制は大經營である——という理解である。かの『古史新探』で追究された井田制の檢出は、そのための必然的な要請であつた。しかるに、井田制——それが實在したか否かは、いま度外視する——における公田の役割に注目して、これを集團勞働に基づく奴隸制生産關係と規定し、當該社會を奴隸制と見做すことは、いささか早計と言わなければならない。評者の考えるところ、井田制とは公・私の田が並存することに意味がある。すなわち、それは何よりも私田を占有する小農經營に基礎を置く理想國家像として捉えてこそ意義があると思うのである。そして實證的にみても、中國の農民は極めて早い時代から「小生産・個體經營」段階にあつたとする見解も無視できないのではないだろうか。最近たまたま手にした張樂芳氏の「兩周の民和・頃・非奴隸說」（『中山大學學報』一九七九—三）には、當時の農民が生産手段を有し獨立經濟を営んでいたとの主張が貫かれている。だから彼等は農奴であるとすると張氏の結論はともかくとしても、全體的に傾聴に値する論點は少なくない。

結局のところ著者の論理構成は、戰國以後封建制説の樹立に成功しているとは考え難い。しかも、所によつては封建制が前提となつて封建制論が組み立てられているかの如き奇妙な堂々めぐりの感すらある。言葉じりを捉えるようで恐縮だが、

當時の封建國家に依附する農民は、賦役の負擔が非常に重く、實質上、農奴の變種（變相的農奴）であつた。（一六〇ページ）
 と言ふに至つては、論理の逆轉であるのみならず、農奴——慎重に

「變相」と呼んでいるが——の規定を重い負擔という、程度の問題に歸結させてしまっているのである。これは方法的に誤りと言わなければならぬ。いずれにせよ、こうした疑問は戰國以後封建制説に立つが故に生じるのでは決してない。それは飽くまで方法論上の問題であり、従つて我々にとつても決して無縁でないことを、ここに強調しておいてよいであらう。

最後に政治過程、とりわけ秦の統一をめぐる問題にふれておきたい。

前二四九年、秦の莊襄王は即位すると、呂不韋を相國に任じ、併合戰爭を再開、東周攻略を手始めとして六國の地を次々と併合していった。著者は言う。

孝文王・莊襄王に至つて、秦の統一完成は既に大勢の赴くところとなり、「水到れば渠成る」までに達していた。(三二六ページ)
秦の統一は疑う餘地のない歴史的事實である。だが、なぜ他ならぬ秦國が統一を果たすことができたかという問題は、答えるに容易ではない。著者の回答は次の通りである。

①農民起義の作用——國家の腐朽した統治力量を弱め、政治的にやや進んでいる秦國の兼併推進に有利にはたらいた。

②人民の向背——兼併戰爭において秦國は、罪人を赦免して勞働力の缺乏する地域に遷したり、陷城のち城中の舊貴族・大商人を放逐するなど、人民の願望に比較的になつた政策を推行了た。

③社會經濟の發展——商業と交通の發達により、各々の地區の經濟的依存・連絡關係は既に密接なものとなつていた。

④人民大衆の統一への欲求——農民は自らの再生産活動の安定の

ために、地主はその地主的土地所有制の確立・發展のために、統一の完成を願つた。

これらは③を除き、すべて舊版と同じ内容である。そして——封建制説が前提となつてゐることを別としても——、舊版を手にして以來ずつと、評者が疑問を抱いてゐる箇所でもある。

まず③と④とは、孟子の言葉を俟つまでもなく、戰國後半期の一般的な趨勢を述べたにすぎない。いずれも統一のための不可缺の條件ではあるが、なぜ秦が、という問の答えではない。次に、②については問題が多い。遷徙の實體が、人民にとって歓迎すべきものであつたかどうか、はなはだ疑問である。また、例えば睡虎地秦墓竹簡の『語書』は、秦國編入直後の南部の情況を傳える貴重な資料であるが、そこから窺えるものは、秦の支配と民心との乖離に他ならない。では①はどうか。秦が兼併戰爭を進める中で、六國相互間の、あるいは各國內部の矛盾を巧みに利用したことは、史書に記すところである。しかしながら、これはあまりに表面的な説明ではないだろうか。一例として著者は、楚國の「盜」莊驪を引く。彼に率いられた農民起義が楚の國力を弱め、ひいては秦の統一に有利に作用した、という論理である。だが、この場合——それを農民起義と規定できるか否かは措くとしても——、「盜」を生み出した楚國と生み出さなかつた秦國との社會的條件の違いこそが、まず第一に究明されるべき問題ではあるまいか。單に「地主階級と農民階級との矛盾」というだけであれば、商鞅の變法を経て封建制度の最も整備された秦國にこそ、矛盾の發露はあるはずだからである。

むしろ、綿密な考證に裏づけられた本書の八・九章は、すぐれた戰國政治史たるを失わない。通史である本書に多くを求めるのは、

いささか望蜀の感がある。しかし、秦の統一に至るダイナミックな歴史の流れを平盤な史實の羅列に終らせないためにも、本書の政治史部分にはもうひと工夫欲しかったというのが、評者の讀後感である。『荀子』議兵篇に、秦の兵を稱して「四世の勝あるは幸に非ざるなり。數（さだめ）なり。」と評する有名な一節がある。その「數」のよつて來たるゆえんを、秦と東方六國との對比において、より内在的・實證的に追究することが、今後の戰國史研究に残された重要な課題だと評者は考へるのである。

三

以上、三點にわたつて蕪雜な感想を述べて來た。他の多くの論點、とりわけ政治思想の評價や、本書の特徴をなす技術史・科學思想の方面に検討を及ぼせなかつたことは遺憾である。また、本書は戰國の劃期性を重視する立場上、秦漢との連續性が強調されることになっているが、それでは秦漢帝國の形成とは古代史上いかなる意味をもつていたのか、との疑問も當然生じるであらう。いずれ個々の専門の方々による研究の中で、批判繼承されてゆくことを願いたい。本書は、奴隸制から封建制への變革論を經糸に、精緻な史料批

判・考證を緯糸として、文獻・考古資料の兩面から可能な限り具體的に戰國史像を描き出すという方法をとっており、現在望みうる最良の戰國通史であることに疑いはない。だが、先に論じた如く、その實證性が同時に、これまで無批判に受け入れられてきたシェーマの再検討をせまっていることも、もはや否定できない事實であらう。この意味で本書は、戰國史研究の到達點であると共に、新しい出發點なのである。

著者・楊寬氏については、多くを語る必要はあるまい。一九一四年、上海の生まれ。現在、復旦大學歷史系教授の職にある。私事にわたるが、評者は一九八二年一月、西安からの途すがら上海に立ち寄り、短時間ながら著者と歡談する機會をもつた。そのさい氏からは、『戰國史』新版の邦譯が日本で準備されていること、また不備の多い董說の『七國考』に代わる史料集成として、文獻・考古資料を網羅した『戰國會要』の編輯を進めていること、などを伺うことができた。いずれもその公刊が鶴首して待たれる書物である。

一九八〇年七月 上海人民出版社
A5版 六〇五頁